

佐倉城址公園（田町エリア）官民連携型賑わい拠点整備・
運営管理事業
特定公園施設建設・譲渡仮契約書（案）

令和8年 月

千葉県佐倉市

佐倉城址公園（田町エリア）官民連携型賑わい拠点整備・運営管理事業 特定公園施設譲渡仮契約書（案）

佐倉城址公園（田町エリア）官民連携型賑わい拠点整備・運営管理事業（以下「本事業」という。）に関して、佐倉市（以下「甲」という。）と、認定計画提出者たる●●（以下「乙」という。）との間で、以下のとおり合意し、本特定公園施設譲渡契約を締結する。

この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、佐倉市議会（以下「議会」という。）の議決を得たときに本契約としての効力を生ずるものとする。

ただし、議会の議決が得られないときは、この契約は無効となり、甲は賠償責任の責めを負わない。

（総則）

第 1 条 甲及び乙は、この契約の履行に際し、甲及び乙が令和●年●月●日に締結した佐倉城址公園（田町エリア）官民連携型賑わい拠点整備・運営管理事業実施協定（以下「実施協定書」という。）を遵守するものとする。

2 乙は、令和 10 年 2 月末日までに、全ての特定公園施設の整備を完了し、その引渡しを行うものとする。

3 甲及び乙は、協議により、引渡し日を変更することができるものとする。

（譲渡の対価）

第 2 条 特定公園施設の譲渡の対価は●●円（うち消費税及び地方消費税額金●●円）とする。

（特定公園施設譲渡価額の支払）

第 3 条 乙は、第 1 条第 2 項により特定公園施設を甲に引渡した後、特定公園施設の譲渡の対価の支払を書面により甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から適正な支払請求書を受領した日から 30 日以内に特定公園施設の譲渡の対価として、第 2 条に定めた金額を乙に支払うものとする。

（遅延利息）

第 4 条 甲は、この契約に基づく金銭債務の支払を遅延した時は、その遅延した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条により財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、その支払の遅延が天災その他の不

可抗力によるものと乙が認めたときは、乙は遅延利息を免除するものとする。

(契約不適合)

第5条 特定公園施設に関する乙の契約不適合責任については、実施協定書第●条に定めるところによる。

(協議事項等)

第6条 特定公園施設の譲渡に関し、本契約に規定のないものは、実施協定書、佐倉市財務規則(平成元年規則第6号)その他関係法令(以下「実施協定書等」という。)の定めるところによるものとし、実施協定書等に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて甲乙協議の上、定めるものとする。

(以下余白)

本契約の締結を証するため、本書を●通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年●月●日

甲 所在地 千葉県佐倉市海隣寺町97番地
商号又は名称 佐倉市
代表者 市長 西田 三十五

乙 代表法人
所在地 ●●●●
商号又は名称 ●●●●
代表者名 ●●●●

構成法人
所在地 ●●●●
商号又は名称 ●●●●
代表者名 ●●●●

構成法人
所在地 ●●●●
商号又は名称 ●●●●
代表者名 ●●●●